

専決処分の承認を求めることについて

次の千葉県県税条例の一部を改正する条例について急施を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求めめる。

令和四年五月二十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年三月三十一日専決

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県税条例の一部を改正する条例

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「、保険業及び」を「のうちガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業（以下この節において「導管ガス供給業」という。）、保険業並びに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。以下この節において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第三十六条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業

二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業

三 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業

四 特定ガス供給業

第三十六条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第三十七条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハを次のように改める。

ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

第三十七条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「（第三十四条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

附則第六条中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県県税条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。